

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

なお、本入札に係る落札者の決定及び契約締結は、当該調達に係る令和7年度本予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年3月4日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 飯野 光則

1 調達内容

(1) 業務件名

R7利根上嘱託登記業務（権利に関する登記）（単価契約）（電子調達システム対象案件）

(2) 調達案件の仕様等

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- ・ 公共嘱託登記業務（権利に関する登記） 1 式

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

関東地方整備局利根川上流河川事務所管内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（単価合計）を入札書に記載すること。なお、本業務各項目の単価（税抜き）については、入札書に記載された金額（単価合計）に仕様書で明示する各項目に対する構成比率を乗じて得た額（円未満の端数は、四捨五入とする。ただし、入札書に記載された金額と構成比率を乗じて得た額の合計額に差異が生じる場合は発注者が調整するものとする。）とする。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子調達システム（G E P S）の利用

- ① 電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子証明書を取得していること。
- ② 電子調達システムによりがたい場合は、証明書等とともに紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出すること。

2 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

① 基本的要件

- (ア) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 公共嘱託登記司法書士協会又は司法書士が3人以上在籍する司法書士法人であること。
- (ウ) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (エ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき(ウ)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (オ) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (カ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (キ) 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- (ク) 分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムから入札説明書を直接ダウンロードした者であること。
- (ケ) 本件役務と同様の役務（官公署発注の嘱託登記を行う業務等）の実績があることを証明した者であること。
- (コ) 関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

関東地方整備局管内とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川・山梨県・長野県・静岡県内とする。

- ② 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3 証明書等及び入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

〒349-1198

埼玉県久喜市栗橋北2丁目19番1号

関東地方整備局利根川上流河川事務所経理課

電話：0480-52-3953

電子メール：ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

①交付期間 令和7年3月4日から令和7年4月17日までとする。

②交付場所及び交付方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)ダウンロード方法については、次に記載する関東地方整備局ウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000050.html>

やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記(1)に問い合わせること。

受付期間 令和7年3月4日から令和7年4月16日までの土曜日、日曜日及び休日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く毎日、8時30分から17時15分まで(最終日は16時まで)とする。

(3) 証明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和7年3月19日 13時00分

② 提出場所 (ア) 電子入札の場合・・・電子調達システム

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(1)に同じ

③ 提出方法 (ア) 電子入札の場合・・・電子調達システムにより提出すること。

(イ) 紙入札方式の場合・・・持参又は書留郵便等(書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。)にて提出すること。ただし、押印を省略した証明書等については、電子メールによる提出を認める。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を証明書等に必ず記載し、送信後、提出期限内に電話で着信確認を実施すること。

(4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和7年4月16日 16時00分

② 提出場所 (7) 電子入札の場合・・・電子調達システム

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(1)に同じ

③ 提出方法 (7) 電子入札の場合・・・3(3)③(7)に同じ

(イ) 紙入札方式の場合・・・3(3)③(イ)に同じ

※押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年4月17日 10時00分

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 入札室

(6) なお、これらの日時までに令和7年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等を3(3)①の提出期限までに、3(1)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を3(3)①の提出期限までに、3(1)に示す場所に提出しなければならない。

③ 開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）

(5) 契約書の作成の要否

要。

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 落札者の決定方法

① 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内

で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合については、品質確保の観点から品質確保基準価格を設定する。品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

③ 予定価格が1,000万円を超える業務で、落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、又は予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務で、落札者となるべき者の入札価格が品質確保基準価格を下回る場合、当該入札価格によって業務の品質確保が図られる履行内容であるかの調査を行うため、下記に示す追加資料の提出を求め、審査を行うものとし、事後の事情聴取に協力するものとする。

1. 当該価格により入札した理由（必要に応じ、入札金額の内訳書を徴する。）
2. 当該契約の履行体制
3. 当該契約期間中における当該案件と同種又は類似の他の契約請負状況
4. 手持機械等の状況
5. 国及び地方公共団体等（民間も含む。）から直近3年間程度において、当該案件と同種又は同類の契約を受注・履行した件名及び発注者
6. 経営内容（確認が困難な場合、経営者等から業務内容がわかる書類等の提出を求める等可能な限り確認行為をする。）

④ 上記③）の審査を経て契約を行った公共嘱託登記業務については、下記の履行体制強化を実施する。

（履行体制強化の実施）

1. 登記嘱託書の作成、これに係る関係資料の作成・調製、関係機関との連絡・調整にあたっては、管理技術者自ら実施するものとする。
2. 作成した登記嘱託書（添付書類を含む）は、登記申請前に調査職員に事前提出し、その内容及び作成経緯（関係資料との整合及び関係機関との協議等）について、管理技術者から調査職員に対し説明を行うものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無。

(8) 詳細は入札説明書による。